

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問28（情）第8号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求に係る行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表1の「開示すべき部分」欄に掲げる情報を開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成28年9月5日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「広島県総務事務課が広島県警本部（以下「警察本部」という。）の依頼で平成28年8月に歳入歳出外現金の払出しを行った関係書類」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

なお、本件請求の開示請求書には、「訴訟代理人辞任に伴う返納のため」との記載があり、審査請求人による別の審査請求事案（平成28年11月9日付け広公委第2968号で諮問された諮問28（情）第6号）の対象となる行政文書「訴訟代理人に対する謝金（弁護士着手金）の戻入について（伺い起案日：平成28年8月3日）」の写し（以下「別件開示文書」という。）が添付されていた。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として「戻入調書（支出負担行為の減額）」（以下「文書1」という。）及び「所得税・住民税払出依頼書（公金振替）」（以下「文書2」といい、文書1及び文書2を「本件対象文書」と総称する。）のほか、添付文書管理票（財務調書）払出登録（公金振替）、所得税・住民税払出調書（公金振替）、添付文書管理票（財務調書）払出依頼登録（公金振替）、納付書及び支出済み額及び正規の額との記載がある文書（以下「その他文書」と総称する。）を特定の上、本件対象文書について行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、また、その他文書について行政文書開示決定を行い、それぞれ平成28年9月20日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年9月26日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、債権者である弁護士に関する情報について不開示としたことを取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

不開示理由の条例第10条第2号に該当とあるが、条例には「(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)」とあり、債権者である弁護士に関する情報は事業に関する情報である。

不開示理由の条例第10条第3号に該当とあるが、これも失当であり、弁護士が受任する以上、受任者を知られることは当然のことであり、不利益を配慮する必要などない。

全部開示は請求していない。

請求は「債権者である弁護士に関する情報を全て開示せよ。」であり、警部補以下の警察職員の情報は開示しなくてよい。

第4 諮問実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 文書1について

(1) 訴訟代理人の住所、郵便番号及び氏名

ア 特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当しないため、不開示とした。(条例第10条第2号)

イ 文書1における業務は、警察活動に係るもので警察事務の特殊性から、公にすることにより、訴訟代理人個人に対して悪意ある者から当該訴訟事件に関わる威迫や業務妨害等を受け、心身の故障や他の弁護業務に支障を来す可能性があり、訴訟代理人個人への威迫や脅迫等の犯罪行為を防止するため、明らかにすべきではない。(条例第10条第4号)

ウ 文書1における業務は、警察活動に係るもので警察は反社会勢力と対峙して活動するという警察事務の特殊性を有しており、公にすることにより、訴訟代理人個人に対して、悪意ある者から当該訴訟事件に関わる反社会勢力の攻撃対象とされ得るおそれがあり、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、明らかにすべきではない。(条例第10条第6号)

(2) 事件番号

ア 事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、訴訟代理人個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ、条例第10条第3号ただし書に該当せず、警察事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。(条例第10条第3号)

イ 文書1における業務は、警察活動に係るもので警察事務の特殊性から、公にすることにより、訴訟代理人個人に対して悪意ある者から当該訴訟事件に関わる威迫や業務妨害等を受け、心身の故障や他の弁護業務に支障を来す可能性があり、訴訟代理人個人への威迫や脅迫等の犯罪行為を防止するため、明らかにすべきではない。(条例第10条第4号)

ウ 文書1における業務は、警察活動に係るもので警察は反社会勢力と対峙して活動するという警察事務の特殊性を有しており、公にすることにより、訴訟代理人個人に対して、悪意ある者から当該訴訟事件に関わる反社会勢力の攻撃対象とされ得るおそれがあり、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、明らかにすべきではない。(条例第10条第6号)

(3) 警察職員のうち警部補(同相当職)以下の職にある者の氏名

特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当しないため、不開示とした。(条例第10条第2号)

2 文書2について

警察職員のうち警部補(同相当職)以下の職にある者の印影は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当しないため、不開示とした。(条例第10条第2号)

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書である文書1及び文書2は、平成28年8月に警察本部から歳入歳出外現金(所得税)の払出しの依頼を受けた実施機関が、払出しの事務手続において作成又は取得した会計システムの帳票であり、実施機関が別表2の「不開示とした部分」欄の情報を不開示とする行政文書部分開示決定を行ったことに対し、審査請求人が開示すべきと主張しているのは、債権者である弁護士、すなわち、警察本部の訴訟代理人(以下「本件訴訟代理人」という。)に関する情報であると認められる。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、本件訴訟代理人に関する情報に該当する情報として、文書1の「債権者」欄に本件訴訟代理人の住所、郵便番号及び氏名が、「備考」欄に本件訴訟代理人が受任した訴訟事件の事件番号(以下「本件事件番号」という。)が記載されていることを確認したので、これらの情報について不開示情報該当性を検討する。

2 文書1の不開示情報該当性について

(1) 条例第10条第4号の不開示情報該当性について

条例第10条第4号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示とすることを規定している。

そして、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは、公共の安全と秩序の維持のための警察活動が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性がある場合をいうものであって、いわゆる司法警察に関する情報を念頭に置いたものである。

本件訴訟代理人に関する情報のうち、実施機関が条例第10条第4号の不開示

情報に該当するとして不開示とした情報は、本件訴訟代理人の住所、郵便番号、氏名及び本件事件番号である。

実施機関は、前記第4の1（1）イ及び（2）イのとおり、これらの情報を公にすれば、本件訴訟代理人が特定されることになり、悪意ある者から本件訴訟代理人が威迫や業務妨害等を受け、心身の故障や他の弁護業務に支障を来す可能性があるとして、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

そして、実施機関によれば、本件請求に添付されていた別件開示文書から本件請求の対象となる行政文書は本件訴訟代理人が警察本部の訴訟代理人を受任した訴訟事件に係るもので、債権者である本件訴訟代理人に関する情報の開示可否は警察本部でなければ判断できないため、警察本部に意見照会し、その回答から犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると判断したということであった。

警察本部が当事者となる訴訟事件であれば、相手方当事者には、本件訴訟代理人が警察本部の訴訟代理人であることが明らかになるものであるから、実施機関の説明する公共の安全と秩序の維持に生じる支障とは、警察本部と争訟関係のない反社会勢力や警察本部に悪意を持つ者（以下「反社会勢力等」という。）から本件訴訟代理人が業務妨害を受けることにより生じるものに限定されると認められるが、当審査会において警察本部に確認したところ、これに該当する具体的な事例はなく、あくまでも最悪の事態を想定して公にすべきではないと考えているということであった。そうすると、そのおそれの程度は抽象的なものにとどまり、公にすることにより上記支障が生じるとする実施機関の判断は、合理性に欠けるものといわざるを得ない。

したがって、本件訴訟代理人の住所、郵便番号、氏名及び本件事件番号は、条例第10条第4号の不開示情報に該当するものとは認められない。

（2）条例第10条第6号の不開示情報該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであり、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「おそれ」の程度は、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、法的保護に値する程度の蓋然性が認められなければならないと解される。

本件訴訟代理人に関する情報のうち、実施機関が条例第10条第6号の不開示情報に該当するとして不開示とした情報は、本件訴訟代理人の住所、郵便番号、氏名及び本件事件番号である。

実施機関は、前記第4の1（1）ウ及び（2）ウのとおり、これらの情報を開示すれば、本件訴訟代理人が特定の訴訟事件において警察本部の訴訟代理人を受任したことが明らかとなり、本件訴訟代理人に対して、悪意ある者から攻撃対象とされる可能性があり、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明する。

しかしながら、上記（１）で述べたとおり、警察本部が当事者となる訴訟事件において、本件訴訟代理人が当該訴訟事件の訴訟代理人であることを理由に業務妨害等が行われた具体的な事例はないということであるから、そのおそれの程度については、抽象的で具体性に欠けるものであるといわざるを得ない。

したがって、本件訴訟代理人の郵便番号、住所、氏名及び本件事件番号は、条例第10条第6号の不開示情報に該当するものとは認められない。

（３）条例第10条第3号の不開示情報該当性について

条例第10条第3号は、法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを規定している。

これは、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、開示することにより、事業を行うものの権利や適正な競争秩序が阻害されるような情報は、不開示とすることを定めたものである。

この場合において、「正当な利益を害するおそれ」があるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものである。

実施機関は、本件事件番号が公にされると、本件訴訟代理人が警察本部の訴訟代理人を務めたことが明らかとなり、反社会勢力等と対峙して活動するという特殊性を有する警察に対して悪意ある者から自己を有利にするための手段や妨害又は報復を目的とした様々な嫌がらせ等が行われることが予想され、これらの妨害行為を受ければ、本件訴訟代理人が心身に故障を来すなどし、警察本部の訴訟代理人としての職務はもちろんのこと、他の弁護士活動ができなくなることから、本件訴訟代理人の弁護士業を営む個人としての正当な利益を害するおそれがある旨説明する。

しかしながら、上記（１）及び（２）で述べたとおり、そもそも、本件事件番号を開示することにより本件訴訟代理人が明らかとなり、反社会勢力等の攻撃対象とされるおそれの程度については、抽象的で具体性に欠けるものといわざるを得ず、その結果として本件訴訟代理人が心身に故障を来すなどし、弁護士業を営む個人の正当な権利利益を害するおそれについても漠然とした不安感の域を出るものではない。

したがって、本件事件番号は、条例第10条第3号の不開示情報に該当するものとは認められない。

（４）条例第10条第2号の不開示情報該当性について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示

としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ここにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、記載されている情報のみからでは、一般的には特定の個人を識別することはできないが、作文、カルテなど個人の人格と密接にかかわる情報などのように、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。

本件訴訟代理人に関する情報のうち、実施機関が条例第10条第2号の不開示情報に該当するとして不開示とした情報は、本件訴訟代理人の住所、郵便番号及び氏名である。

文書1の「債権者」欄に記載されている本件訴訟代理人の住所及び郵便番号について、実施機関は、財務会計システムに入力する債権者の住所及び郵便番号は原則として債権者の居所とされているため、当該情報は本件訴訟代理人の自宅住所であり、特定の個人を識別することができる情報であると判断した旨説明するが、当審査会において、審査請求人による別の審査請求事案（諮問28（情）第6号）の対象の行政文書を見分したところ、当該情報は本件訴訟代理人の事務所所在地を示すものであることが確認できた。そうすると、当該情報は、氏名を含めて、弁護士業を営む個人の当該事業に関する情報であるから、条例第10条第2号の該当性を判断するものではなく、同条第3号の該当性を判断すべきであるが、これらの情報を公にすることで、事業を営む弁護士の地位を不当に害するとは考えられず、同号にも該当しないため、開示すべきである。

なお、実施機関は、本件事件番号について条例第10条第2号の該当性を説明していないが、一般に訴訟事件の事件番号は、それ自体から直ちに特定の個人を識別することができるものとは認められないが、公にすることにより、受訴裁判所の訴訟記録と照合することで、特定の個人を識別することができるものであり、同号の不開示情報に該当するものと認められる。

次に、条例第10条第2号ただし書該当の当否について検討すると、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条第1項において、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」とされているが、その一方で、裁判所での訴訟記録の閲覧には訴訟事件の事件番号、当事者氏名等で閲覧を希望する訴訟記録を特定することが事実上要請されていることなどから、常に裁

判所が訴訟記録の閲覧を無条件に容認するものではないと解される。

また、判例データベース等に事件番号が掲載されていたとしても、そこでは、関係者が個人である場合は個人名を伏せて公表するなどしており、これらは、個人に関する情報は保護しなくてはならないとの認識を社会一般が持っているという実態に配慮した取扱いであると認められる。

そうすると、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保する要請に基づき、民事訴訟法に基づく閲覧制度等が設けられており、また、事件番号等が判例データベース等に掲載されていたとしても、これをもって、事件番号が条例に基づく情報公開制度において、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるとは認められないことから、条例第10条第2号ただし書イに該当せず、また、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

よって、本件事件番号は、条例第10条第2号の不開示情報に該当する情報であると認められ、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

3 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表1 当審査会において開示が妥当であると判断する部分

文 書	開示が妥当であると判断する部分
戻入調書（支出負担行為額の減額）	「債権者」欄に記載されている本件訴訟代理人の郵便番号，住所及び氏名

別表2 本件処分において実施機関が不開示とした部分及びその理由

文 書	不開示とした部分	不開示理由（適用条文）
文書1	（債権者欄） 本件訴訟代理人の住所，郵便番号及び氏名	特定の個人が識別され，又は識別され得る情報であり，かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため （条例第10条第2号該当） 犯罪の予防，捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるため （条例第10条第4号該当） 広島県警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （条例第10条第6号該当）
	（備考欄） 本件事件番号	事業を営む個人の当該事業に関する情報であって，公にすることにより，当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，かつ，条例第10条第3号ただし書に該当しないため （条例第10条第3号該当）犯罪の予防，捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるため （条例第10条第4号該当） 広島県警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため （条例第10条第6号該当）
	（帳票した欄外の入力者の項目） 警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影	特定の個人が識別され，又は識別され得る情報であり，かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため （条例第10条第2号該当）
文書2	（収支等命令者係欄） 警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の印影	特定の個人が識別され，又は識別され得る情報であり，かつ条例第10条第2号ただし書に該当しないため （条例第10条第2号該当）

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 11. 18	・ 諮問を受けた。
29. 10. 31 (平成29年度第7回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 11. 28 (平成29年度第8回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
29. 12. 26 (平成29年度第9回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 1. 25 (平成29年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 2. 22 (平成29年度第11回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 (部 会 長)	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授